



結婚相談のご案内

袋井市社会福祉協議会では、結婚相談所を開設しています。相談員が、丁寧に相談に応じ、幸せな出逢いの場を提供します。

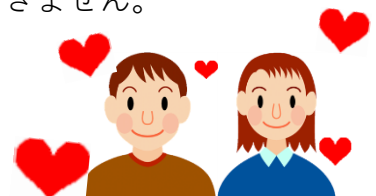
登録されますと、四市結婚相談所【袋井・菊川・掛川・磐田】へ登録情報を提供し、共通名簿で相談を行います。素敵な出逢いを求めている方の登録をお待ちしております。お気軽にご相談ください。(常識の範囲外の行動が報告された場合は、登録を抹消させていただきます)

1 結婚相談開催日時・場所

開催日時	毎月第1・第3日曜日、第2火曜日（祝日の場合は翌日になります。） 午後1時～午後4時（受付は午後3時30分まで）
開催場所	はーとふるプラザ袋井（袋井市総合健康センター） 袋井市久能 2515-1

2 登録について

- (1) **結婚登録カード**は、本人が自筆でご記入ください。
- (2) 新規登録には、**写真**（お1人で写っていて、お顔がはっきりわかるもの。3ヶ月以内に撮影されたスナップ写真：12～14cm×8～9cm）**認印**・本人確認のための**身分証明書**が必要です。（写真のない場合は受付できません）
- (3) 登録は本人とします。
- (4) 氏名・住所（町名）・電話番号以外を四市の閲覧名簿に記載します。非公開を希望する欄がありましたら、相談員に申し出てください。
- (5) 家族状況の欄には、同居・別居・既婚の兄弟・姉妹も記入してください。
- (6) 登録手続きが完了すると「**結婚相談受付証（有効期限は受付日が属する年度を含め4年間）**」を発行します。来所時には必ず持参し、提示してください。
- (7) 四市結婚相談所(袋井・菊川・掛川・磐田)に重複登録できません。
- (8) 利用料は、相談登録・紹介料等すべて**無料**です。



3 お見合いについて

- (1) 1回目のお見合いは、お引き合わせまで相談員が立ち会います。
- (2) お見合いの返事（結婚を前提として付合うかどうか）は相手に直接せず、相談員にお見合い後、速やかにご連絡ください。
- (3) お互いに2回目も会いたい場合は、相談員が間に入り出会いの日時と場所を設定しますが、基本的に立会はしません。

(4) その後の交際の様子は、時折、担当相談員に伝えてください。

4 婚約成立

婚約が成立した時は、担当相談員に必ず報告をお願いします。



5 相談利用に関する注意事項

- (1) 相談開催日に「登録証」と運転免許証など本人確認できるものを提示することにより、四市結婚相談所の名簿・写真の閲覧ができます。名簿の閲覧については四市結婚相談所の開催日に閲覧できます。写真の閲覧については、見合い（希望）相手が登録している相談所にて1回2枚まで閲覧できます。あらかじめ担当相談員に申し出てください。
- (2) 見合いの申込みについては、他市町相談所では申込みできません。袋井市の相談所で申込みをしてください。
- (3) 紹介時に相手方の自宅や勤務先等に電話連絡・訪問・文通・面会の要求や身元調査などをしないでください。
- (4) 当相談所で知り得た情報は、すべて秘密厳守をお願いします。
- (5) 結婚が成立された場合や登録抹消をしたい場合は、必ずご連絡してください。
- (6) 注意事項を守らない場合、および常識の範囲外の行動が報告された場合等は、事務局の判断により登録抹消の手続きをさせていただきます。

【参考 他市町結婚相談所開催日時・場所】

磐田市	毎月第1・第2日曜日、第4土曜日 (午前9時～午前11時30分)	1プラザ 磐田市総合健康福祉会館 磐田市国府台57-7 TEL0538-37-9617
掛川市	毎月第1・2・3日曜日(第2は女性のみ)	あいり～な 掛川市総合福祉センター 掛川市掛川910-1 TEL0537-23-3036
菊川市	毎月第1金曜日(午後6時～午後9時) 毎月第3日曜日(午前9時～正午)	プラザけやき 菊川市総合保健福祉センター 菊川市半済1865 TEL0537-35-3724

●袋井市結婚相談所

袋井市社会福祉協議会 袋井市久能2515-1 はーとふるプラザ袋井内

Tel: 0538-43-3020 Fax: 0538-43-6305